内閣衆質一四一第二三号

平成十年二月三日

内閣総理大臣 橋 本 龍 太 郎

衆 議 院 議長 伊藤宗一郎 殿

衆議院議員秋葉忠利君提出苫田ダム建設事業に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一について

御 指 摘 0 「経緯」 については、「第二回苫田ダム建設事業審議委員会議事要旨」によれば、 平成 八 年五

月三十日に開催された第二回苫田ダム建設事業審議委員会において、「次回は、 岡山大学環境理工学 部に

苫田ダム事業について第三者の立場で資料を取りまとめ説明するよう要請している」旨の委員長の発言を

決定を経た上で、 同委員会の名で行われたものであると承知している。

出席した各委員が了承したものであり、

御指摘の

「依頼」

は、

苫田ダム建設事業審議委員会としての意思

な お、 苫田 ダ 7 建設事 業審議委員会が定めた 「苫田 ダム建設事 ·業審議委員会運営要領」 第七 条 にお 7

て、 同委員会は必要に応じ 河川工学、 環境分野等 \mathcal{O} 専門家等から意見を聴取するものとし、 その方法につ

1 て は同委員会において決定する旨が定められているところである。

二について

ダ ム等事業審議委員会 (以下「審議委員会」という。)を設置する趣旨は、 審議委員会の審議 の対象と

されたダム等事業 (以 下 「審議対象事業」という。)の目的、 内容等に対する地域の意見を的確に聴 取 す

ることにあることから、 審議委員会の委員を関係都道府県知事及びその推薦する者とし、 審議委員会 \mathcal{O} 運

営もそれぞれ の審 議委員会自らの 判断 に お 7 て行うこととしているところであ り、 審議 対 象 事 業 \mathcal{O} 評 価 に

つい ても、 それぞれ の審 議委員会において、 それぞれの事業の状況、 経緯等も踏まえつつ 独自 0) 判 断 で行

われているところである。

三のアについて

審 議委員· 会の 議事 の概要の公表については、今回の事業評価 方策の試 1行の目的である事業評価 (I) — 層の

透明性及び 客観性 の確保という観点に照らし適切なものであることが必要と考えてい

三のイからエまでについて

苫 田 ダ 4 建 設事 業審 議 委員会の 議事 の概要の 公表については、 議事 要旨の公表、 記者会見等を通じて、

今回 0) 事 業評 価 方策 の試 行 の目的である事 業評 価 (I) 層 の透明 性 及び客観性 の確保という観点に照ら し適

切に行われたものと考えている。

また、 建設省にお いては、 今 回 :の事業評価方策の試行の目的である事業評価 \mathcal{O} 一層の透明性及び客観性

 \mathcal{O} 確 保が実現されるためには審議委員会の議事が適切に公表されることが重要であると考え、 「ダ / ム等事

が、 達。 に \mathcal{O} 要領」という。)において、 業に係る事業評価 全面公開」 もかんがみてそれぞれの審議委員会自らの判断によることが適切であると考え、 その公表を具体的にどのような形で行うかについては、二についてで述べた審議委員会の設置 以 下 河 及び ÌЙ 局長通 方策の試行について」(平成七年七月十四日建設省河開発第九十八号建設省河 「議事録の公表」については特に定めを置くことはしなかったものである。 達」 という。) 審議委員会は 別紙 議事 「ダ ム等事 内容 の概要を公表するべき旨を定めているところである 業審 議委員会設置 運営要領」 御指摘の (以 下 審 設 置 議委員 .][[一の趣旨 局 長通 運 営

三のオについて

ぞれ 民等 置 \overline{V} 設 てい からの意見聴取等を義務付けるまではしなかったものである。 の事 置 運 業 るが、二についてで述べた趣旨か 0 営要領では地 状況、 経緯等も踏まえつつ独自の 域 の意見を的確 に聴取 5 判断で行われるべきものと考え、 する観点から地域住民等からの意見聴取等に関する定めを 審議対象事 業 の評 価 はそれぞれ の審 設置 議委員会にお 運営要領で地 7 てそれ 域住

四のアについて

審 議 対象事業の進め方については、 建設省は、 関係地方建設局長等からの報告を受け、 当該報告につい

て審議委員会の意見を尊 重しつつ検討を行った上で判断することとしているものであり、 このことは苫田

ダム建設事業においても同様である。

四のイ及び六について

建設省は、 設置 • 運営要領等の趣旨に従った審議委員会の運営が行われたか否かを関係地方建設局長等

か らの報告等に基づい て確認しており、 苫田ダム建設事業審議委員会についても、 中国地方建設局長 から

 \mathcal{O} 報告等 の内容から、 設置 ・運営要領等の趣旨に従った委員会の運営が行われたものと考えてい

五について

学識 経験者である委員については、 二についてで述べた審議委員会の設置 一の趣旨 カン 5 泂 ፲ 局 長通 達に

は 「学識 経験のある者については、 当該. 事業に関 し地域 の意見を的確に反映させるのに適当な者とするこ

と との み定め、 関係都道府県知事が自らの 判断 で適当と認める者を推薦することとしているものであ

る。

七について

苫田ダムに係る予備調査 (以 下 「予備調査」 という。)として、 建設省中国地方建設局西大寺工事事務

所、 尚 山工 事事務? 所及び 尚 Ш 河 川工 事事 務所が流 量 三観測、 地質調 査等の 基礎的 調 査 治水計画に関 ける机

上 調 査等を行 って お i) 昭 和三十七年 度か 5 昭 和四十六年度までの各年度に お ける同 ダムに係 る 河 Ш 総合

開発事業調査費の合計は約三千万円である。

また、 予備調査 は十年間にわたって多様な項目に関して行われ、 その地理的範囲も苫田ダムの建設予定

地 の周辺にはとどまらない ものであることから、 予備調査を行った日時、 地点等として特定のものを示す

ことができる性格のものではない。

さらに、 予備調 査 にお į, ては多様な調 査が行われ、 膨大な成果物が得られていることから、 その結果を

示すことは困難である。

八について

昭 和 匹 十七 年度から昭 和 五十五年度まで の間にお いて、 建設省中国地方建設局吉井川総合開発調 査 事 務

所及び苫田ダム調査 |事務所によって流量 観 測 地形調査等の河 川管理上必要な基礎 的 調 査 治 水 計 画 に 関

する机 上調査等を内容とする苫田ダムに係る実施計画 調 査 (以 下 「実施計画 「調査」という。) が 行 わ れ 7

7 、るが、 建設省は、 この期間に、 昭和四十二年四月十七日に建設省中国地方建設局長と岡山県苫田 郡 奥津

町長との間で締結された協定書第二条に定める 「実施調査」 に該当する調査は行ってい ないと理解 してい

る。

5 項目に関して行われ、 実施計 実施 計画調査を行った日時、 画 調査に要した費用の合計は約十六億円である。 その 地理的範囲も苫田ダムの建設予定地の周辺にはとどまらないものであることか 地点等として特定のものを示すことができる性格のものではない。 また、 実施計画調査は 九年間にわたって多様な さら

すことは困難である。

に、

実施

計

画

間調査

においては多様な調査が行われ、

膨大な成果物が得られていることから、

その結果を示

九について

ダ 7 0 管理 は、 ダ ムの操作及びダムの堤体等の点検、 維持、 修繕等をその内容とするものであり、

は苫田ダムについても同様であると見込まれる。

また、 ダムの管理に要する費用については、 個別のダムごとにその管理体制、 設備の具体的内容等に応

じた経費から求められるものであるが、 現時点では苫田ダムに係る管理体制、 設備の具体的内容等が未定

であることから、これを示すことはできない。

さらに、 御指 摘 0 「負担者」 は、 国 尚 山県及び今後苫田ダムに係るダム使用 権 (特定多目的 ダム法

昭 和三十二年法律第三十五号) 第二条第二項に規定するダ ム使用権をいう。) の設定を受ける者 であ

る。

一〇について

建設省中国地方建設局が昭和五十六年七月に作成した「苫田ダム環境影響評価報告書」 (以下「評価報

告書」という。) は、 それまでに同局吉井川総合開 発 、調査事務所及び苫田ダム調査事務所が行ってきた文

献 調 查、 現地調 査等による苫田ダムに係る環境上の影響に関する調査 (以 下 「環境調査」という。) の結

果を取 ŋ まとめ たもの であり、 環境 調査 に係る業務委託に対して支出した費用の合計は約三千万円であ

る。

ま た、 環境調査 は、 昭和五十年度から昭和五十五年度までの間において多様な項目に関して実施された

t のであることから、 環境調査を行った日時等として特定のものを示すことができる性格のものではな

\ <u>`</u>

さらに、 環境調査の結果については、 既に公表されている評価報告書に取りまとめられているとおりで

ある。

に

うい

7

現 嵵 点に おいて既に審議対象事業に関する意見又は中間的な意見を述べている審議委員会のうち、 小 ΪĮ

原湖 総合開発事業審議委員会、 成瀬ダム事業審議委員会、 渡良瀬遊水池総合開発 (Ⅱ期) 事業審 議 委員

会、 矢作川! 河口堰建設事業審議委員会、 苫田ダム建設事業審議委員会及び高梁川総合開発事業審議委員

委員会、 は 存続しており、 沙流 ΪŢ 総合開発事業審議委員会、 議委員会及び徳山ダム建設事業審 宇奈月ダム事業審議委員会、 議委員会は解散 足羽川ダム建設事業審

してい

る。

議

川辺川ダ

ム事業審

また、 現時 点に お V てい まだ審議対象 事 業に関 合する意見を述べてい ない 紀伊丹生 Ш ダ À 建設事業審 議 委

員会及び吉野 頂 第 + ·堰 t 建 設事業審 議委員会につい 、ては、 それぞれ の審議委員会の規約 等に お 1 7 委員 の任

期は当該 審 議委員会が意見を述べるまでとされていることから、 基本的には、 意見が述べら れた後に は 解

散するものと考えている。

御指 摘 \mathcal{O} 「改正 河川法との関係」については、 今後審議委員会から述べられる意見は、 河川法 (昭和三

十九年法律第百六十七号) 第十六条の二に規定する河川整備計画を定めるに当たって十分考慮されるべき